岡山県立自然公園条例(昭和48年3月27日条例第34号)

改正 昭和49年3月27日条例25号昭和50年3月24日条例14号平成4年3月24日条例11号平成15年3月18日条例11号平成20年9月26日条例33号平成23年3月16日条例13号平成24年3月23日条例9号

(趣旨)

第一条 この条例は、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)に基づき、県立自然公園(以下「自然公園」という。)の指定その他自然公園に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - 一 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する 計画をいう。
 - 二 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
 - 三 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然 公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

(県等の責務)

- 第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、自然環境が現代及び次代における県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることに鑑み、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。
- 2 県及び市町村は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることに鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第四条 この条例の適用に当たつては、関係者の所有権、鉱業権その他の 財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意し なければならない。

(指定)

- 第五条 自然公園は、知事が、関係市町村及び岡山県自然環境保全審議会 (以下「審議会」という。)の意見を聴き、区域を定めて指定する。
- 2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 自然公園の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域 の変更について準用する。

(公園計画及び公園事業の決定)

- 第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。
- 2 知事は、公園計画を決定したときはその概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し、公園事業を決定したときはその概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

- 第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとする ときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 前条第二項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について 準用する。

(公園事業の執行)

- 第九条 公園事業は、県が執行する。ただし、道路法(昭和二十七年法律 第百八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業 その他の事業を執行することを妨げない。
- 2 市町村及び規則で定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。) は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執 行することができる。
- 3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 第二条第二号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類
 - 三公園施設の位置
 - 四公園施設の規模
 - 五 公園施設の管理又は経営の方法
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規 則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議しなければならず、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、 規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請 書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第十条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認め

るときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

- 第十一条 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者である法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものに限る。)を除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国又は公共団体である場合において「合併法人等が国、県及び公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。
- 2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を 承継する。

(公園事業の休廃止)

第十二条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

- 第十三条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第三項の認可は、その効力を失う。
- 2 前項の規定により第九条第三項の認可が失効したときは、当該認可が 失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なけれ ばならない。
- 3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当 するときは、同項の認可を取り消すことができる。
 - 一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
 - 二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された 条件に違反したとき。
 - 三 第十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十四条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止 した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合 において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃 止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対し て、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状 回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべ き必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、とはその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができるべるの場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべそのの場合において当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

- 第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公園事業の執行に要する費用)

第十六条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の 負担とする。

(補助)

第十七条 県は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第十八条 前二条の規定は、道路法による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

- 第十九条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、 その区域内に、特別地域を指定することができる。
- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。
 - 一工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二木竹を伐採すること。
 - 三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 四鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 知 事 が 指 定 す る 湖 沼 又 は 湿 原 及 び こ れ ら の 周 辺 一 キ ロ メ ー ト ル の 区

域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告 その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲 し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷する こと。
- 十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。
- 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの 色彩を変更すること。
- 十六 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該 区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 4 知事は、前項の規定により許可又は不許可の処分を行おうとする場合において、自然公園の風致の保護又は関係者の利害に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等(第二十七条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。第二十一条第七項第二号において同じ。)として行う行為
 - 三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて 同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号 又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
 - 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- 8 岡山県立森林公園条例(昭和五十年岡山県条例第十四号)第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第五号までに掲げる行為(同項第二号に掲げる行為にあつては第三項第十一号に規定する植物に関するもの、同条第一項第五号に掲げる行為にあつては第三項第十三号に規

定する動物に関するものに限る。)について許可を受けた者は、 当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。

(許可の条件)

第二十条 前条第三項の許可には、自然公園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

- 第二十一条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。
 - 一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
 - 二特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告 その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 六 土地の形状を変更すること。
- 2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 3 前項の規定による処分は、第一項に規定する届出をした者に対しては、 その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
- 4 知事は、第一項に規定する届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、その期間内に、第一項に規定する届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項に規定する届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 7 次 に 掲 げ る 行 為 に つ い て は 、第 一 項 及 び 第 二 項 の 規 定 は 、適 用 し な い 。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号 又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定める もの
- 五 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(中止命令等)

第二十二条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、

第十九条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置 (以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、第十九条第三項、第二十一条第二項又は前条第一項若しくは 第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その 必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建 物内に立ち入り、第十九条第三項各号若しくは第二十一条第一項各号に 掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(集団施設地区)

- 第二十四条 知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。
- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)

- 第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、 みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 知事は、その職員に、自然公園の特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(生態系維持回復事業計画)

- 第二十六条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めることができる。
- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものと する。
 - 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとすると きは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更 したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

- 第二十七条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持 又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に 従つて生態系維持回復事業を行うことができる。
- 2 公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三生態系維持回復事業の内容
 - 四前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事の確認を、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出な

ければならない。

(認定の取消し)

- 第二十八条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれか に該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
 - 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
 - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。
 - 三前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
 - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受け たとき。

(報告徴収)

第二十九条 知事は、第二十七条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(風景地保護協定の締結等)

- 第三十条 県若しくは公共団体又は第三十六条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十七条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(次項及び第三十五条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。
 - 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)
 - 二風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
 - 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項四 風景地保護協定の有効期間
 - 五風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等 の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。
- 4 公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、 知事に協議し、同意を得なければならない。
- 5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、 あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第三十一条 県又は公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは 知事又は当該公共団体の長、前条第五項の規定による風景地保護協定の 認可の申請があつたときは知事は、規則で定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項に規定する縦 覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について意見書を提出する ことができる。

(風景地保護協定の認可)

- 第三十二条 知事は、第三十条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。
 - 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 風景地保護協定の内容が、第三十条第三項各号に掲げる基準に適合 するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

第三十三条 県又は公共団体が風景地保護協定を締結したときは知事又は 当該公共団体の長、前条の規定による認可をしたときは知事は、規則で 定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写 しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該 区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第三十四条 第三十条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十五条 第三十三条 (前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公園管理団体の指定)

- 第三十六条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項 を公示しなければならない。

(公園管理団体の業務)

- 第三十七条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
 - 二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
 - 三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- 四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 六前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十八条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第三十九条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

- 第四十条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したとき は、その指定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十一条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(実地調査)

- 第四十二条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。
- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、 あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その 占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、柵 等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければな らない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、 正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その 他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

- 第四十三条 県は、第十九条第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため若しくは第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者又は前条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決 定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(土地の買入れ)

- 第四十四条 県は、自然公園の区域内の土地について、当該土地の所有者から、第十九条第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買い入れるものとする。
- 2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、知事が定める適正な評価基準に基づいて算定するものとする。

(委任)

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

- 第四十六条 第二十二条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一第十九条第三項の規定に違反した者
 - 二第二十条の規定により許可に付された条件に違反した者
- 第四十八条 第二十一条第二項又は第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に 処する。
 - 一 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出 をした者
 - 二第二十一条第五項の規定に違反した者
 - 三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十 五条第一項第一号に掲げる行為をした者
 - 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
 - 七 第四十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の岡山県立自然公園条例 (以下「旧条例」という。)第3条の規定により指定されている自然公園は、この条例による自然公園とみなし、その区域は、それぞれ、この条例による自然公園の区域とみなす。
- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定により決定されている公園計画又は施行されている公園事業は、それぞれ、この条例に基づいて決定された公園計画又は公園事業とみなす。
- 4 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている特別地域は、この条例に基づいて指定された特別地域とみなす。
- 5 この条例の施行前に旧条例又はこれに基づく命令の規定によってなされた公園事業に係る承認、認可、申請その他の行為は、この条例又はこれに基づく命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によってなされたものとみなす。
- 6 旧条例の規定によって許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかった行為でこの条例の規定によって新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することとなったもの又は旧条例の規定によって届出をもって足りた行為でこの条例の規定によって許可その他の処分を要することとなったもののうち、この条例施行の際現に着手しているものについては、この条例の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもって足りる。

(関係条例の一部改正)

7 吉備路風土記の丘県立自然公園条例(昭和45年岡山県条例第64 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (昭和49年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。 (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の岡山県立自然公園条例第15条第1項の規定による届出を要しなかった行為で改正後の同項の規定による届出を要することとなったもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の同条例第15条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 3 この条例施行の際現に第1条の規定による改正前の岡山県立自然公園 条例第15条第1項の規定による届出をしている行為については、改正後 の同条例第15条第5項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の岡山県自然保護条例第14条第1項の規定による届出をしている行為については、改正後の同条例第14条第2項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和50年条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、 規則で定める日から施行する。

(昭和50年規則第45号で昭和50年7月14日から施行)

附 則 (平成4年条例第7号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第11号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。
 - (岡山県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の岡山県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)第十四条の規定は、この条例の施行の日以後に新自然公園条例第九条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

4 岡山県景観条例(昭和六十三年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「第七条第一項」を「第十四条第一項」に、「第八条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十五条」を「第二十三条」に改め、同条第六号中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

5 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成十一年岡山県条例第五十一号) の一部を次のように改正する。

別表第一の三十四の項イ中「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同項ロ中「第十三条第五項」を「第十九条第五項」に、「特別地域の指定、区域の拡張等の際に」を「既に同条第三項各号に掲め」に改め、同項ハ中「第十三条第六項」を「第十九条第六項」に改め、同項ホ中「第十五条第一項」を「第二十一条第二項」に改め、同項チ中「第十五条第六項」に改め、同項チ中「第十五条第一項」を「第二十一条第六項」に改め、同項チ中「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項チ中「第十六条第二項」を「第二十三条第一項」に改め、同項ル中「第十七条第二項」を「第二十三条第二項」に改める。

別表第二の四の項中「第七条」を「第十四条」に、「第八条」を「第十六条」に、「第十条」を「第十八条」に改める。

6 岡山県自然海浜保全地区条例(昭和五十六年岡山県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項第九号中「第七条第一項」を「第十四条第一項」に、「第八条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

7 岡山県屋外広告物条例(昭和四十一年岡山県条例第二十九号)の一部 を次のように改正する。

第二条第三号の二中「第三章の」を「第四章の」に改める。 附 則 (平成24年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岡山県立自然公園条例(以下「旧条例」という。)第九条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、この条例による改正後の岡山県立自然公園条例(以下「新条例」という。)第九条第四項の規定による協議書及び同条例第九条第五項の規定による添付書類とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第九条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、新条例第九条第七項の規定による協議書及び同条例第九条第八項において準用する同条例第九条第五項の規定による添付書類とみなす。